

## 老福連のコメント＝特養の設置主体の拡大について

**特養は重度の要介護高齢者の生活の全てを支える福祉施設です。**

**公的な責任のもとで委託を受けて運営される特養には高い公益性が必要であり、療養病床の削減と廃止のための設置主体拡大には反対**

2007年8月

21・老福連

### 1. 医療費削減、高齢者医療費の抑制のもとの苦肉の策

去る6月20日、厚生労働省は、療養病床の廃止に伴う転換促進のために、特養ホームの設置運営に医療法人等をも認める方針を打ち出しました。

これは、介護保険制度における施設整備計画の中で、2011年度末までに介護療養型医療施設の全廃を行うことを前提に、その転換策の一環として窮余の策のように持ち出された、極めて不純な動機のもとに行われようとしています。

そもそも療養型医療施設は、医療を必要とする重度障害の高齢者に対して医療と生活の両面から支えるために作られたはずのものでした。しかしながら、高騰する医療費の削減を至上命題とする国の方策によって今般全面的な見直しが検討され、医療型の療養型医療施設を15万人分再整備し、23万人分の療養型医療施設を全廃することを決めています。そして、現在開設されている療養型医療施設に対しては、特養、老健への転用を求めるものとなっています。

それを促進するために改築費用の一部負担や、面積の緩和策など様々な誘導策が持ちだされていますが、現行の社会福祉法によれば、特養の運営は医療法人ではできないため、これを容認するための策として、今回の改定案が浮上したものです。

### 2. 憲法に保障された生存権をはじめ国民の権利としての社会福祉事業の運営には公益性の最も高い社会福祉法人こそが必要

社会福祉法において第一種社会福祉事業に位置づけられる特養は、それだけ公的責任や公益性が高いからです。

第一種社会福祉事業として位置づけられる事業は、公共性が特に高いもの、社会的経済的弱者を対象とするもの、個人の人格に重大な関係をもつもの、主として入所施設を経営するもの、不当な搾取が行われやすいもの、とされています。しかも、その実施主体はあくまで国または地方公共団体であり、その事業を社会福祉法人に限り委託するこ

とができるものであって、それは利用者の権利を守るために社会福祉事業の公的責任と公共性、純粋性を明確にしたものです。よってこれらの事業の多くは公費で運営され、だからこそ税制上の優遇措置等も存在するのであり、医療法人等についていえば非営利法人とはいえ、その歴史と社会的な位置からみて第一種社会福祉事業への参入を容認するのは早計であり、それは社会福祉法人制度の解体に繋がるものと言わざるをえません。

### 3. 個室やプライバシーの尊重など住環境の向上に逆行する緩和策には反対

また、厚労省は、療養型医療施設の廃止に伴う転換のため、様々な優遇策なるものをもって誘導しています。改築に伴う財政的な支援に加え基準面積の緩和策も打ち出されていますが、これはこの間プライバシーの尊重を基本として個室化や住環境の改善、向上をすすめてきた施設整備にかかる歩みに逆行するものです。生活の土台となる住環境は、当然個室化が促進され、またゆとりある住環境でなければなりません。しかるに、せっかく築いてきた、これらの環境整備をないがしろにし、再び後退にもつなげる可能性のある、その場しのぎの緩和策は、簡単に認めるわけにはいきません。

以上の理由等により、21・老福連は、特養の社会福祉法人以外への実施主体の拡大には反対するとともに、いま社会福祉法人が、自らの使命を深く自覚し、国民の期待に応え権利としての社会福祉の増進に一層奮闘することを関係者に呼びかけるものです。